

## 基町地区の活性化を支援する学生 の市営基町アパート入居者募集案内 ～ ルームシェアもできます ～

- ☆ この入居の申込みには、申込資格があります。
- ☆ この「入居者募集案内」をよく読んでから、申込みをしてください。
- ☆ この入居は、基町地区の活性化を支援する方のための入居です。通常の市営住宅の入居とは異なります。



### ○ 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、郵送又は持参により、申込みをしてください。  
※募集中の住戸がない場合、申込みはできませんので、下記の間合せ先又は本市ホームページで募集中住戸の有無をご確認ください。  
※申込みには、申込書のほか必要な書類があります。

### ○ 申込先・問合せ先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局住宅部住宅政策課基町住宅担当  
(郵送の場合は、住所は不要です。)

電話番号：082-504-2457

※持参による申込みの場合の受付時間は、午前9時から午後5時（閉庁日は除く）までです。

募集住宅は、広島市ホームページにてご覧いただけます。

基町アパート入居

検索



## 目 次

はじめに、申込みにあたっての注意	1
1 申込資格	2
2 対象住戸等	2
3 入居期間	2
4 入居者選定方法	2
5 入居にあたっての注意	3
6 ルームシェアについて	3
7 必要書類	4
8 申込みから入居までの流れ	5
9 対象住戸の間取り例	5

## はじめに

この入居募集は一時使用といい、一般公募での市営住宅の入居募集とは異なります。

## 申込みにあたっての注意

- 1 申込資格に関する基準日は、「申込日」現在とします。
- 2 次のような場合、すべての申込みを無効にします。
  - (1) 同一人が2通以上の申込みをした場合。
  - (2) 同一人の氏名が2通以上の申込書に記載されていた場合。
- 3 申込資格の審査にあたっては、必要に応じて関係官庁や勤務先などで事情の調査確認をすることがあります。
- 4 次のような場合、申込みを無効とします。また、選定（書類審査、面接等）の結果、入居の予定者に決定された後でも失格となります。
  - (1) 申込資格がないとき。また、申込みから入居手続きまでの間に申込資格をなくしたとき。
  - (2) 申込書に不正の記載があったとき。
  - (3) 申込書に申込住宅などの必要事項を記載していないとき。
  - (4) 面接、入居手続き、入居説明等に無断で欠席したとき。
  - (5) 入居手続きに必要な書類を指定期限までに提出しないとき。
  - (6) 所定の申込書以外で申込みをしたとき。
- 5 申込書など受付した書類は一切お返しいたしません。
- 6 申込書など受付した書類の内容に不備等がある場合は、電話により確認させていただくことがありますので、申込書の「電話」欄には、必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

また、不備の内容によっては、受付せずに申込書を返送する場合があります。修正により、申込みが可能な場合は、不備箇所を修正の上、指定の「不備修正期間」内に、申込先に直接ご持参ください（郵送は受け付けません）。

なお、不備修正期間内に持参されない場合は、申込みがなかったものとして取り扱います。

※「不備修正期間」は、申込日から5日間（閉庁日を除く）とします。
- 7 入学予定の場合は申込日の6か月後の月の末日（その日が土・日・祝日に当たるときは、直後の平日）までに入学する必要があります。
- 8 ルームシェアができます。詳しくは3ページをご覧ください。

## 1 申込資格

- (1) 大学・専修学校・各種学校に在籍する学生（入学予定者を含む。）とします。  
ただし、単身者に限ります。
- (2) 入居後において、次に掲げる①又は②に該当すること。
  - ① 自治会長と入居要件となる地域活動を定めるための面談を実施し、面談結果に基づく地域活動に参加すること。
  - ② 基町地区社会福祉協議会に所属する団体の役員に就任すること。
- (3) 申込者本人が市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 申込者本人が市営住宅の家賃、市営店舗及び市営住宅等附設駐車場の使用料等を滞納していないこと。
- (5) 申込者本人が暴力団員（※）でないこと。  
※「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

## 2 対象住戸等

- (1) 住戸 募集中の住戸については、本市ホームページでご確認ください。  
間取りの例は5ページをご覧ください。
- (2) 家賃 10,000円～20,000円程度  
※ 収入に応じ家賃が変わります。また、家賃は毎年度見直しがあります。
- (3) 住宅の設備 エアコン、網戸を設置しています。

## 3 入居期間

入居期間は、大学・大学院・専修学校・各種学校を卒業するまでとします。  
ただし、1年ごとに更新手続きが必要になります。その際、更新許可申請書、地域活動等への参加状況などについての報告書及び入居時提出書類と同様の書類（4ページ 7必要書類）を提出していただきます。  
なお、入居後、申込資格を満たさなくなった方は、更新できません。  
（例：大学等を退学した方や申込書で記入した地域活動等に参加しなかった方など）  
また、卒業後、広島広域都市圏内に就職等した場合に限り、卒業後3年を限度とし、入居許可期間を更新することができます。

## 4 入居者選定方法

書類審査及び面接（入居後の地域活動などに関する面接を実施します。）

## 5 入居にあたっての注意

- (1) 入居者は、自治会に加入し、地域活動に参加してください。（ルームシェアの場合は、入居者全員が参加してください。）
- (2) 住宅内で犬・猫等動物の飼育等の迷惑行為をしてはいけません。
- (3) 住宅を第三者に転貸し、又はその使用権を譲渡してはいけません。
- (4) 住宅の現状を変更し、又は工作物を設置してはいけません。ただし、あらかじめ文書により承認を受けたときはこの限りではありません。
- (5) 募集住宅は、前入居者が退去した住宅を部分的に補修し、入居していただくものです。そのため、住宅ごとの傷みの程度により美観や補修内容が異なっておりますので、ご了承ください。
- (6) 共益費は他の入居者と同様に入居者負担とします。（原則自治会で徴収）
- (7) 家賃は、銀行等で納付書(中区役所建築課から送付)にて納めていただきます。
- (8) 敷金等については、次のとおりです。

項 目		条 件
敷金等	敷 金	必要なし
	共 益 費	各自治会のルールによる。
経 費	電気・ガス・上下水道等	入居者負担
その他	管 理	入居者が管理責任を負う

## 6 ルームシェアについて

- (1) 入居の予定者の上限は居室の数とします。
- (2) すべての入居の予定者が申請者となります。（同一の申請書に連名で申請していただき、申請者のうち1人に代表者になっていただきます。）
- (3) 入居後の入居者の追加や変更は認めません。ただし、一部の入居者を残して、他の入居者が退去することは認めます。
- (4) 申請書類の提出は、まとめて代表者に行っていただきます。
- (5) 住戸内の使用方法等については、一般の市営住宅の使用ルールの範囲内であれば、誰がどの部屋を使用するかや浴室等の使用ルールについて、入居者同士で決定してください。
- (6) 家賃の納付書は、代表者名義でお送りいたします。

7 必要書類 (入居しようとする方全員)

## (1) 申込み時に必要な書類

必要書類	注意事項
申込書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルームシェアをされる場合は、入居される方全員を記入してください(申込書に記入されていない方を入居後に追加することはできません)。</li> <li>・メールアドレスをお持ちの方は、必ず記入してください。</li> </ul>
住民票の写し	※広島市では、各区役所の市民課・出張所で発行します。
収入を証明する書類(※)	・収入のない方についても必要です。
市町村民税の納税証明書 (完納証明書)	前年度分の市町村民税を完納したことがわかる証明書。ただし、課税されていない方は、前々年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書。申込者本人のみ必要です。 ※広島市では、各区役所内の市税事務所又は税務室・出張所で発行します。
在籍証明書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍する学校が発行するもの。</li> <li>・入学予定者は、入学許可書等が必要です。</li> </ul>
同意書	・「市営基町アパートの一時使用(入居)に係る同意書」の、【共通】と【学生】の欄に☑をして自署してください。

## ※ 収入を証明する書類について

## ア 給与所得の場合

勤務開始状況	収入証明期間	収入証明書類
現在の勤務先に前年の1月1日以前から採用されている方	前年の1月～12月	次のいずれかを提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年分の源泉徴収票</li> <li>・勤務先の給与等支払証明書</li> </ul>
現在の勤務先に前年1月2日以降に採用された方	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 勤務を開始した月の翌月から1年間(12か月)</li> <li>② 1年未満の場合は、勤務し始めた月の翌月から申込月の前月まで</li> <li>③ 採用後まだ1か月分の給与等(採用月の翌月の給与等)を受けていない場合は、雇用条件に基づく1か月分の支払予定額</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務先の給与等支払証明書</li> </ul>

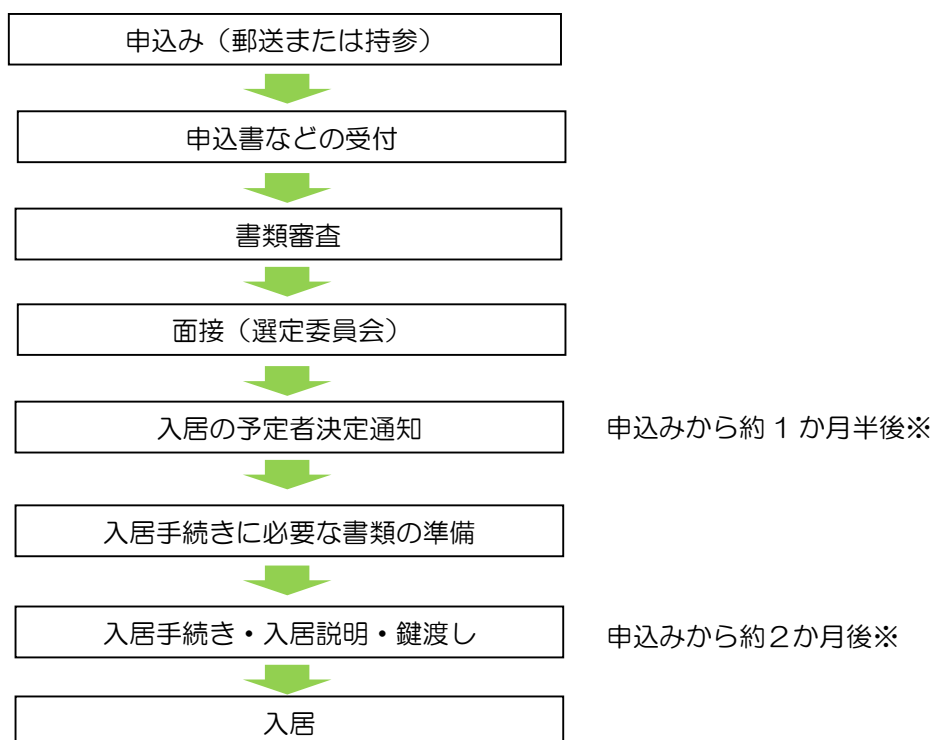
## イ その他収入のない場合

- ・ 申込日前年中の所得額が記載された課税台帳記載事項証明書
- ・ その他収入がないことを証明できるもの

## (2) 選定(書類審査・面接等)の結果、入居の予定者として決定通知を受けた方に提出していただく書類

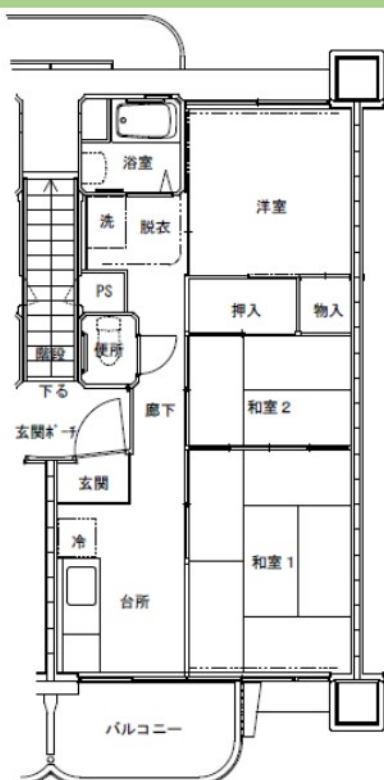
- ① 市営住宅一時使用許可申請書
- ② 緊急連絡人の連絡先等を記載した書面
- ③ 一時使用予定者決定通知書(入居予定者として決定した方に送付した通知書)

## 8 申込みから入居までの流れ



※時期は、目安を示しており、必要な書類の提出状況などより前後することがあります。

## 9 対象住戸の間取り例（反転タイプの場合もあります。）



高層棟 3Kタイプ 41.85㎡  
（エアコン、網戸付き）